那珂市低入札価格調査判断基準

　（目的）

1. この基準は、那珂市建設工事に係る低入札価格調査制度の実施に関する要綱（平成２７年那珂市告示第４１号）第９条に基づく低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされるか否かの判断基準を定めることにより、低入札価格調査制度の厳正かつ公平な運用を図ることを目的とする。

　（数値的判断基準）

第２条　低価格入札者が入札時に提出した工事費内訳書の金額が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断し、事情聴取等その後の調査を行うことなく失格とする。

（１）直接工事費（工事目的物の施工にかかる材料費及び機器費を含む。）が設計金額の７５パーセント未満の場合

（２）共通仮設費（積上分及び率計上分の合計額）が設計金額の７０パーセント未満の場合

（３）現場管理費が設計金額の７０パーセント未満の場合

（４）一般管理費（契約保証費を含む。）が設計金額の３０パーセント未満の場合

　（調査判断基準）

第３条　低入札価格調査における調査判断基準は、次に掲げるとおりとし、当該各号に掲げる基準を一つでも満たしていない場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断し、失格とする。

（１）企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。

（２）工事の手抜き等による品質の低下、下請事業者への弊害、労働条件の悪化、安全対策の不徹底につながるおそれがないこと。

（３）入札金額の積算に係る数量が、設計図書に計上された設計数量を満たしていること。

（４）入札金額の積算に係る材料及び製品が、設計図書に適合した品質及び規格であること。

（５）建設副産物は、適正な処理費用が計上されていること。

（６）事情聴取における説明内容が合理的なものであること。

（７）低入札価格調査における調査資料がすべて提出されていること。

　　　附　則

　この基準は、平成２９年６月１日から施行する。